

令和5年(2023年)年5月25日

保護者のみなさまへ

近江八幡市立八幡西中学校
校長 北居伸顕

非常変災時における臨時休業等の措置について

このことについて、滋賀県教育委員会から下記の通知が出されていますのでお知らせします。なお、これらの措置については台風シーズンだけでなく年間を通しての非常変災時における措置ですのでご承知おきください。

記

午前7時に、滋賀県に『特別警報』『暴風警報』が発令中の場合は、滋賀県内の学校は、臨時休業になります。

《留意事項》

- ① テレビやラジオの報道で、午前7時において近江八幡市を含む滋賀県内に『特別警報』『暴風警報』が発令中の場合、学校は臨時休業になりますので、生徒は登校せず自宅待機させてください。学校ホームページの「お知らせ」およびタウンメールをご確認ください。
(学校ホームページ URL <https://www.fureai-cloud.jp/hachinishi-jh/>)
- ② 『大雨警報』『洪水警報』『大雪警報』『強風注意報』などの発令だけでは臨時休業にはなりません。『暴風警報と大雨警報』『暴風警報と洪水警報』のように『暴風警報』を含む場合が臨時休業になります。
- ③ 生徒が一旦登校した後に『特別警報』『暴風警報』が発令された場合は、下校時刻を早めて一斉下校させます。その際、保護者の方が自宅に不在などの場合は、あらかじめ帰宅後の過ごし方等について生徒と打ち合わせをしておいてください。
- ④ 危険を伴いますので、『特別警報』『暴風警報』による『臨時休業』の場合は、外出しないようにご指導ください。また、『特別警報』『暴風警報』がその後に解除されても、登校の必要はありません。
- ⑤ 『大雨、暴風、大雪等を含む特別警報』および『暴風警報』が発令されていなくても、強風や河川の増水等危険を伴う場合は、無理をせず、気をつけて登校させてください。